## 告 示

## 埼玉県告示第四百九十二号

期 間並び 平成十三年埼玉 日から適用 に 実費 弁償の する 県告示第三百 基準 につ 11 九十三号 て  $\mathcal{O}$ \_ 災 部 害救 を次 助  $\mathcal{O}$ 法に よう よる救 に 改 正 L 助  $\mathcal{O}$ 程度、 平 成二十 方 七 年四 及 び

平成二十七年五月一日

場玉県知事 上 田 清 司

五十三万円」 を 号 「二百六十二万千円」に改める ノヽ 中 「三百十円」 を「三百二十円 に 改め、 同条第二号 口 中

第三条第一号ハ中「千四十円」を「千八十円」に改める。

千五百 二千六百円」に、「一万千七百円」を「一万二千円」に、 二千百円」を「六万三千八百円」に、「五万千二百円」を「五万二千六百円」に、 百円 万七千九百 を「九千七 円」を「一万千円」に 万八千百円」を「八万三百円」に、「七千五 万三千百円」 「二万千二百 匹 万六千八百円」に、 を を「三万九千二百 「三万二百円」 条第三号 百円」 円 に改める。 一円」に、 を「五万四千六百円」に、「四万四百円」 1 に、「七千八百円」を「八千円」に、「一万二千三百円」を 中  $\overline{\phantom{a}}$ 一万四千二百円」 改め、同号ロ に、 一万八千円」 「二千五百円」 門」に、 万七 「二万二千九 千八 「三万三千七百円」を「三万四千六 百円」を 中 を 「五千八百円」を「六千円」に、「九千四百 を  $\neg$ 百 を 円 一万八千五百円」に、 「一万四千六百円」 「二千六百円」 百円」を「七千七百円」に、「一万 一万八千三百 を 「二万三千五百 を「四万千五 「一万七千四百円」を に、 円 三三千 に、 「二万六千百 円 に、 「二万六百 兀 百円」に、 百円」 「二万九千 に、 百円」 に、 円 円 一一万 七百 六万 八千 五

第七 条第二号中 五十 四万七千円」 を「五十六万七千円」 に 改 8

める。 百 円 第九 条第三号口 を「四千五 百 (1) 円 円 中 「四千百円」 に 改 め、 同 号 を「四千二百円」 口 (3)中  $\neg$ 四千 八 に 百 円 改め を 同号 兀 千 口 九 (2) 百 中 円 四四 千 改 兀

」 を 「十六万七千円」 中 「二十万六 に改め 千 · 円 を <u>二</u>十 万 八 千 t 百 円 に、  $\bar{+}$ 六 万 兀 千 八

+ 一条第二号ニ (2)中 「五千二百 円 円 を 「五千三百円 に 改 80

十二条第二号中 「十三万三千九百円」を 「十三万四千三百円」 に改め

万 五 +·四 条 万六千円 千 七 第 百 号 イ 円 を に改め、  $\overline{\phantom{a}}$ (1) 中 万五千 「二万千六百円」を 同号イ (百円) (4)中 に改め、  $\neg$ \_ 万六千百円」 「二万二千三百円」 同 号 1 (3)を 「 一 中 万六千円」 に 万 五 改 8 同号 百円」 に改め